

市有財産（船舶）売却一般競争入札申込みから所有権移転までの流れ

1 入札参加申込み

- (1) 受付期間：平成26年12月2日（火）～平成26年12月18日（木）
（ただし、次に掲げる閉庁日を除く。）
 - ア 日曜日及び土曜日
 - イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 受付時間：午前9時00分～午後5時00分（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所：江田島市 総務部 財政課（江田島市役所本庁3階 Tel 0823-40-2761）
江田島市能美町中町 4859 番地 9
- (4) 郵送の場合 当日消印有効

2 入 札

- (1) 入札会場：江田島市役所 本庁2階 会議室（江田島市能美町中町 4859 番地 9）
- (2) 入札日時：平成26年12月22日（月）午後2時～
 - ※ 入札の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。
 - ※ 入札には、申込者本人又は代理人が必ず出席してください。
 - ※ 代理人による入札の場合は、委任状が必要となります。
 - ※ 筆記用具、印鑑（印鑑登録された印（実印／代表者印）。代理人による入札の場合は、委任状に押されている代理人使用印）を持参してください。

3 契約説明会

入札終了後、引き続いて、落札者に対し契約内容を説明します。

4 契約の締結

社団法人日本海運集会所の定める「内航船舶売買契約書」により売買契約を締結します。

契約締結予定日：落札者との協議による（おおむね入札執行日から1週間以内）

※ 契約の締結の際又は締結後速やかに、江田島市が発行する納入通知書により手付金を納付してください。

※ 契約に必要な一切の費用は、落札者の負担となります。

5 売買代金の支払

売買代金から手付金を差引いた残金について、江田島市が発行する納入通知書により、市が指定する納入期限（平成27年1月上旬）までに納付していただきます。

6 所有権の移転

所有権及び危険負担は、売買代金を完納したときに移転するものとし、同時に物件を現況のまま引き渡したものとします。

市有船舶売却一般競争入札申込要領

1 入札物件

入札物件の詳細については、9ページに記載している「物件説明書」をご覧ください。
入札への参加を希望される方は、この要領の記載事項をご承知の上、申し込んでください。

2 入札参加申込みの受付期間等

- (1) 受付期間 平成26年12月2日（火）～平成26年12月18日（木）
（ただし、次に掲げる閉庁日を除く。）
ア 日曜日及び土曜日
イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 受付時間 午前9時00分～午後5時00分（ただし、正午から午後1時までを除く。）
- (3) 受付場所 江田島市 総務部 財政課（江田島市役所本庁3階）
江田島市能美町中町4859番地9
Tel 0823-40-2761（直通）
- (4) 郵送の場合 当日消印有効

3 入札参加者の資格

- (1) 入札には、個人、法人を問わず参加することができます。（共有を目的とした、2名以上の連名による参加も可能です。）ただし、次のいずれかに該当する方は、入札に参加することができません。
 - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号に該当し、その事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
 - ② 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第238条の3第1項の規定に該当する者
 - ③ 市税・料を滞納している者
 - ④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号並びに同条第6号に該当する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 入札参加資格の確認のため、入札参加者の次に掲げる情報を警察当局に照会することがあります。照会の結果、入札参加者が暴力団等に該当すると判明した場合は、当該入札参加者の資格を取り消します。
 - ① 個人の場合 氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日
 - ② 法人の場合 法人名、代表者及び役員等の氏名（ふりがな）、住所、性別、生年月日

4 入札参加申込みの方法等

(1) 申込方法

「一般競争入札参加申込書（様式第1号）」に必要事項を記入・押印（印鑑登録された印（実印／代表者印）を使用してください。）の上、次に掲げる書類を添付して受付場所に提出してください。（郵送可，当日消印有効。ただし，電話，ファクシミリ及び電子メールによる申込はできません。）

(2) 申込みに必要な書類

【個人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - ウ 住民票（世帯全員の表示があるもの）・・・・・・・・1通
 - エ 身分証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - オ 市税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・1通
- ※ イ～オについては，発行後3カ月以内のもの。

【法人の場合】

- ア 誓約書（様式第2号）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - イ 印鑑証明書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1通
 - ウ 会社・法人の登記事項証明書・・・・・・・・・・・・1通
 - エ 市税・料の納税証明書（滞納がない旨の証明書）・1通
 - オ 役員等一覧表（様式第3号）・・・・・・・・・・・・1通
- ※ イ～オについては，発行後3カ月以内のもの。

(3) 申込みに当たっての留意事項

- ① 申込に当たっては，1世帯又は1法人につき1申込みとなります。
- ② 共有名義での申し込みの場合は，共有予定者一覧（様式第1号別紙）に必要事項を記入の上，共有予定者全員が連名で記名・押印（実印）の上，前号に掲げる書類を付して申し込んでください。
- ③ 共有名義で申込んだ方は，同一物件につき他の共有名義人と重複して申し込むことはできません。（単独での申込みもできません。）

(4) 申込みが1者であった場合，入札は行いません。この場合，江田島市が定める最低入札価格により，申込者と売買契約を締結することとします。（ただし，申込者が入札参加資格を有すると確認できた場合に限る。）

5 入札等の日時及び会場

(1) 入札日時

平成26年12月22日（月）午後2時から

※ 入札の受付は，入札開始時刻の30分前から行います。

※ 入札開始時刻に遅れた場合，入札に参加できませんので，早めにご来場ください。

※ 駐車場が少ないので，なるべく公共交通機関をご利用ください。

(2) 入札会場

江田島市役所本庁 2 階 会議室 (江田島市能美町中町 4859 番地 9)

※ 入札室への入室は、申込者又は代理人のみとさせていただきます。

(3) 入札辞退について

- ① 入札参加申込受付期間後の入札の辞退は、原則として認めません。
- ② やむを得ず入札を辞退される場合は、必ず入札参加受付期間中に辞退届(様式第 4 号)を江田島市役所総務部財政課(江田島市本庁 3 階)に提出してください。

(4) 入札日に持参するもの

- ① 筆記用具、印鑑(印鑑登録された印(実印/代表者印)。代理人による入札の場合は、委任状に押されている代理人使用印)
- ② 委任状(代理人による入札の場合のみ。様式第 6 号)

(5) 契約説明会

入札終了後、引き続き同会場において、落札者に契約説明会を開催します。

6 入札保証金の納付等

入札保証金は、免除します。

7 入札手続き

(1) 入札方法等(申込者本人による入札)

- ① 入札書は、所定の様式の入札書(様式第 5 号)を使用してください。
入札書は当日配布しますが、あらかじめ記入し入札日に持参されても結構です。
- ② 入札書には、必要な事項を記入し、個人にあっては入札者の住所及び氏名(法人にあっては、入札者の所在地、法人名及び代表者氏名)を記入し、押印の上、入札を執行する市職員の指示に従って入札してください。
- ③ 入札書の押印は、印鑑登録された印(実印/代表者印)を使用してください。
- ④ 入札書の書換え、差換え、又は撤回はできません。
- ⑤ 入札書の金額欄には、消費税及び地方消費税を含めない「税抜き」額を記載してください。
- ⑥ 入札書への金額の記入は、アラビア数字を使用し、金額の頭書には「¥」を記入してください。

(2) 代理人による入札

- ① やむを得ず代理人の方が入札される場合は、委任状(様式第 6 号)が必要です。
- ② 委任状は、入札当日の入札開始までに受付職員に提出してください。
- ③ 委任状には、委任者の印(実印/代表者印)と受任者の使用印の両方を押印してください。この場合、入札書の押印には、委任状に押印された代理人使用印を使用してください。
- ④ 申込者本人の印(実印/代表者印)が押印された入札書により入札する場合、委任状は必要ありません。

(3) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札公告又はこの要領に違反するもの
- ② 入札書に入札者の住所、氏名の記載及び押印がないもの

- ③ 入札書に金額の記載がないもの、又は金額を訂正したもの
- ④ 入札書の金額以外の記載事項を訂正、挿入、削除したときに当該箇所に訂正印の押印がないもの。
- ⑤ 所定の様式以外の入札書を使用したもの
- ⑥ 1物件に対して一人で複数の入札をしたもの
- ⑦ 最低売却価格に満たない金額で入札したもの
- ⑧ この要領3の入札参加者の資格に規定する、入札に参加することができない者が入札したもの
- ⑨ 入札関係書類に虚偽の記載のあるもの、又は必要な記載事項を確認できないもの
- ⑩ その他、入札者の意思が不明瞭であると認められるもの

8 落札者の決定方法等

(1) 落札決定の方法

- ① 開札は、入札後直ちに入札者の立会いの下で行い、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
 - ② 落札者が、入札参加資格の確認を要する者である場合には、当該最高価格入札者を落札候補者とし、落札者の決定を留保します。
 - ③ 入札参加資格確認の結果、落札候補者の入札参加資格が取消された場合は、当該落札候補者以外の者の内、江田島市があらかじめ定める最低売却価格以上の価額で、有効かつ最高の価額をもって入札した者を落札者とします。
 - ④ 落札者となる同価額の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引いていただき、落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない市職員がくじを引くこととします。
 - ⑤ 開札又はくじ引きの後、落札者が決定した場合は、その者の氏名又は名称及び金額を、落札者が不在の場合はその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。
- (2) 入札結果（落札の有無、落札金額、落札者の名称）については、公表します。
- (3) 落札者は、落札したことについての権利を、他者に譲り渡すことはできません。
- (4) 万一落札者が契約を締結しない場合、入札額第2位の者を新たな落札者とします。

9 売買契約の締結

(1) 売買契約の締結は、次の日時及び場所で行う予定です。

- ① 日時 入札執行日からおおむね1週間以内
- ② 場所 江田島市役所 本庁3階 財政課（江田島市能美町中町 4859 番地 9）
Tel 0823-40-2761

※ 当日落札者の都合により変更を希望する場合は、事前にお知らせください。
また、市の都合で変更する場合があります。

- (2) 売買契約は、社団法人日本海運集会所の定める「内航船舶売買契約書」により行います。
- (3) 契約時に必要なもの
印鑑（実印／代表者印）。

10 手付金及び売買代金の納付方法等

- ① 本件入札では売買代金の全額即納を受けないため、手付金が必要となります。
- ② 手付金の額は、売買代金（落札金額）の100分の10（円未満切捨て）とします。
- ③ 手付金の納付に当たっては、落札後すみやかに江田島市が発行する納入通知書をお渡ししますので、各自金融機関で納付した後、売買契約締結時に、領収書を御持参ください。
- ④ 売買代金から納付済みの手付金の額を差引いた残金（以下「残金」という。）については、江田島市が発行する納入通知書により、市が指定する納入期限（平成27年1月上旬）までに、各自金融機関で一括納付してください。
- ⑤ 残金が納付期日までに納付されない場合、契約は解除され、手付金は、違約金として江田島市へ帰属します。
- ⑥ 残金が納付期日までに納付できない相当の理由があると認められる場合は、納期限を延期することができますが、この場合、遅延利息が発生する場合がありますので注意してください。

11 所有権の移転等

- (1) 本物件の所有権は、売買代金を完納したときに移転することとし、完納と同時に売買物件を引き渡したものとします。（現地での引き渡しは、行いません。）
 - (2) 売買物件は、現状有姿（現在のあるがままの姿）での引き渡しとなります。
引き渡し時点で売買物件内に存在する一切の動産等は、買受人に帰属するものとします。
 - (3) 所有権移転登記等、引き渡し後に必要となる手続は、市と買受人の協議によって進めます。これに伴う登録免許税など諸手数料の費用は、買受人の負担とします。
- ※ 登録免許税の税額については、7ページの【船舶の登記（売買）に係る登録免許税額について】を参照してください。

12 売買契約に係る特約事項

契約書に記載する特約事項については、落札者と協議します。

13 その他の留意事項

- (1) 売却物件の下見会は、次のとおり行う予定です。
(下見会開催日) 平成26年12月15日(月)
(参加申出期間) 平成26年12月3日(水)～平成26年12月10日(水)
参加の申し出は、江田島市企業局交通課(電話：082-251-9291)に対して行ってください。
なお、下見会参加希望者の人数等によっては、開催日を変更することがあります。
- (2) 売却物件の利用等に係る諸規制についての調査・確認は、入札参加者自身において行ってください。
- (3) 売買物件の活用に当たっては、法令等の規制を遵守しなければなりません。

14 入札参加の申込み又は落札のなかった場合の取扱い

今回の入札において、入札参加の申込み又は落札がなかった場合は、後日改めて入札を行うこととします。

収入印紙税額について

船舶売買契約書に貼付する収入印紙の税額は、次のとおりです。
(平成26年4月1日～平成30年3月31日)

契約金額(売買代金)	印紙税額
5,000万円を超え1億円以下	6万円
1億円を超え5億円以下	10万円
5億円を超え10億円以下	20万円
以下略	

船舶の登記(売買)に係る登録免許税額について

登録免許税額 = 船舶の価額 × 税率(1000分の28)

【参考】

○ 地方自治法施行令（抄）

（一般競争入札の参加者の資格）

第167条の4 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

2 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(6) この項（この号を除く。）の規定により、一般競争入札に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

（一般競争入札のくじによる落札者の決定）

第167条の9 普通公共団体の長は、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

地方自治法（抄）

（職員の実行の制限）

第238条の3 公有財産に関する事務に従事する職員は、その取扱いに係る公有財産を譲り受け、又は自己の所有物と交換することができない。

2 前項の規定に違反する行為は、これを無効とする。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

(6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

物 件 説 明 書

物件番号 1

最低売却価額 166,238,000円 (税抜き)

物 件 汽船「ドリームのうみ」 船舶番号 140106

総 ト ン 数 397トン

航 海 速 力 14.6ノット

尺 度 全長 59.374m 登録長 43.01m
幅 11.000m 深さ 3.7m 喫水 2.6m

用 途 旅客船兼自動車渡船

航 行 区 域 平水区域

特 徴 全通一層甲板型 2機・2軸・2舵 バリアフリー適用船
ランプドア 船首尾各1 電動油圧シリンダー
サイドスラスター (ディーゼル)

船 質 鋼

主 機 関 ヤンマー 8N21A-EN 1800PS(1324Kw) 900rpm 2基

補 助 機 関 ヤンマー 6HAL2-HTN 160 Kw 900rpm 2基

発 電 機 大洋電機 TWA31B 2基

サイドスラスター 4LH-ST5 121Kw 3000rpm
用 原 動 機

設 備 航海用レーダー・GPS 一体型 (FR-1525MARK-3-20AF)
国際VHF無線電話 (古野電機 VRM1FD)

進水年月日 平成16年11月25日

- ※ 平成26年5月に江田島造船所において上架し、船底掃除、塗装を行っております。
- ※ 江田島汽船株との傭船解除後、平成26年10月24日に潜水士による船底検査を行い、異常がないことを確認しております。